

# 絆

-KIZUNA-

## 令和3年度 地域協議会活動まとめ

令和3年度もコロナ禍での活動となりましたが、これまでに培った経験を活かし、with コロナにおける新しい地域協議会活動に取り組み始めた年となりました。

防災



防災マップづくり



防災訓練



防犯パトロール

防犯



高齢者への  
花苗配布



おたすけ隊

福祉

交流



ふれあい農園&収穫祭



クリスマスツリー設置

手引きはこちらから  
ご覧いただけます▶



みんなで育てる地域の手引き



また、地域協議会推進市民会議を中心に活動を応援するための手引きである「みんなで育てる地域の手引き～あなたが主役の地域協議会マニュアル」が策定されました。

手引きには「地域課題の発見」から解決のための「事業の実施」までの一般的な手順のほか、各地域協議会に期待する活動や「with コロナ」における注意点などが記されています。



## 小牧警察署通信

# 110



みんなでつくろう！安心安全のまち

小牧警察署 (☎ 72 - 0110)

みんなの思い  
明るい社会

こまき山ポリス



**クロスボウは所持禁止になります！！**

### クロスボウの所持が原則禁止、許可制に

銃刀法が改正され、クロスボウの所持が原則禁止、許可制となります。

改正法の施行後、不法に所持した場合、罪に問われます！(3年以下の懲役または50万円以下の罰金)

### 銃刀法の規制対象となるクロスボウとは、どのようなもの？

引いた弦を固定し、これを解放することによって矢を発射する機構を有する弓のうち、矢の運動エネルギーの値が人の生命に危険を及ぼし得る値以上となるものです。

### 自宅などにクロスボウを所持している場合は？

改正法の施行後6カ月以内に許可申請をするか、警察に処分を依頼してください。(施行後6カ月以内にこれらの措置を講ずれば、罪に問われません)

### 具体的な処分方法は？

最寄りの警察署に直接持ち込んでいただければ、無償で処分します。(処分の依頼は施行前でも受け付けています)

### 回収の対象は？

引いた弦を固定し、これを解放することによって矢を発射する機構を有するクロスボウ(壊れているもの、玩具等を含む)および矢が対象となります。

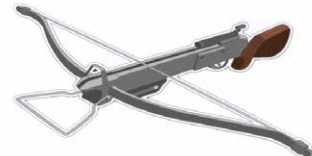
### 回収の期間は？

9月14日(水)まで

### 手続きに必要なものは？

- ・クロスボウ等処分願出書
- ・委任状(所有者本人以外が手続きを行う場合)
- ・警察署に持ち込まれる方の身分証明書

**3月15日から改正法施行**



**所持している方は要注意**